

小鹿総政第262号

令和7年11月7日

各課所長様

小鹿野町長 森 真太郎

令和8年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

令和8年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第5条の規定に基づき通知する。

令和8年度予算編成方針

1　日本経済の状況及び国の予算編成の動向

内閣府が公表した国の月例経済報告（令和7年9月）によると、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされ、依然として予断を許さない状況にあると考えられる。

このような中、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）において、「当面の経済財政運営について、米国関税措置や物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期し、機動的な政策対応を行うとともに、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点とし、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる」としている。また、令和8年度予算編成に向けた考え方としては、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靭化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2　埼玉県の予算編成における基本方針

埼玉県の令和8年度予算編成方針では、「人口減少・超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という2つの歴史的課題に勇敢と立ち向かうとともに、「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現に向け、未来を見据え先手先手で施策を展開していくため、未来を築く、歴史的課題への挑戦、「日本一暮らしやすい埼玉」5か年計画の総仕上げ、時代の変化に対応した不断の行財政改革の推進の3つを基本方針として定め、未来を見据えた施策を展開し

ていく必要があるとしている。

3 小鹿野町の財政状況及び今後の見通し

本町の財政は、歳入面において、出生数の激減や若者世代の転出などに伴う急激な人口減少に直面しており、令和7年3月に人口が1万人を割り込み、今後、生産年齢人口（15歳～64歳）の急激な減少により町税の大幅な減少が予測される。一方、歳出面においては、人件費や社会保障費の増加のほか、老朽化している公共施設やインフラ施設等を維持管理するための経費などへ多くの財政需要が見込まれる。また、人口減少に歯止めをかけるための移住・定住支援や地域活性化に向けた施策、高齢者人口の増加を踏まえた福祉サービスの需要拡大、中心市街地の空洞化及び空き家・空き店舗等の増加など、多様化・複雑化する行政課題についても取り組んでいく必要があり、財政需要のさらなる増加が見込まれる。

こうした中、令和7年度の当初予算は85億円を超える予算規模となり、収支不足額においては、令和6年度が約18.5億円であったのに対し、令和7年度では約19.6億円と拡大しており、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しや町債の活用、事業の先送りなどの対応により予算編成を行ったところである。

令和8年度当初予算編成に向けては、保有している施設の老朽化対策に加え、社会保障費をはじめとする義務的経費の増加のほか、急激に進む人口減少対策には、これまで以上に積極的な施策を展開する必要があることから、収支不足額は令和7年度よりも拡大することも想定しなければならず、これまで以上に厳しい予算編成が見込まれる中で持続可能な財政運営を図っていく必要があります。

4 予算編成の基本方針

令和8年度は、物価・資材価格の高騰の影響が長期化し先行きを見通すことが依然として困難な状況であるが、本町の抱えている様々な課題には、限られた財源を効率的・効果的に活用する施策に取り組んでいく必要があるため、枠配分方式を導入し、自主的かつ主体的に事業の優先順位を付けて財源配分をすることとする。また、人口減少は著しく進行しており、過去5年間で町の人口は1,398人減少し、世帯は204世帯減少しており、人口は1万人を割り込んでいる状

況となっている。また、令和7年度の出生見込数は23人と、依然として少数を推移しており、人口減少は喫緊の課題であるため、若者世代や子育て世代の移住・定住と定住に必要不可欠な生活基盤を安定させるため、雇用の確保に繋がる施策などについても重点的に実施していく必要がある。

こうしたことから、予算の編成に当たっては、昨年度に引き続き、第2次小鹿野町総合振興計画後期計画に掲げるまちの将来像『文化の香り高く将来に躍動するまち』の実現に向け、基本目標に基づく事業を中心に、重点戦略として位置づけている「稼ぐ（ひと・モノ・金・情報）視点に基づいた」まちづくりと、「若者・女性に選ばれる」まちづくりの2点を特に積極的に推進することとする。既存事業については、事業の成果を捉えたゼロベースでの見直しと優先順位付けの徹底により経費の節減を行い、限られた財源を効率的・効果的に活用することで、町民生活の向上に繋がる取組を推進し、本町が将来にわたって持続可能な町として成長・発展していくための予算編成をすることとする。要求に当たっては、以下の点に注意すること。

(1) 総合振興計画後期基本計画における重点戦略事業の推進

総合振興計画後期基本計画において重点戦略として位置づけている、『「稼ぐ（ひと・モノ・金・情報）視点に基づいた」まちづくり』及び『「若者・女性に選ばれる」まちづくり』に基づく事業に積極的に取組み、人口減少対策として実施する事業は最優先で取組むこと。

(2) 「枠配分方式」の導入による歳出全般の見直しと効率的な行政運営

町民の声、現場の声を生かすことができるよう「枠配分方式」を導入することとする。課所長の判断と責任において、自主的・主体的に事業の優先順位を付け、事務事業の見直しを徹底し、必要な財源の確保を行うこと。

具体的には、事業ごとに整理した内部管理経費、一般事業経費、インフラ投資経費に対して、各課所へ財政担当から予算配分を行う。与えられた枠内に予算を抑えて事業が実施できるよう事業全般にわたる必要性や有効性の検証、優先順位付けの徹底、決算状況を踏まえた経費の精査を行い、事業の縮小や廃止を含め抜本的な見直しを行うこと。事業ごとの予算配分区分については別途通

知するものとする。

(3) DXの更なる推進

DXの実現に向けて、行政手続のオンライン化やペーパーレス化、生成AI等を活用した業務プロセス改革など、各業務においてデジタル技術の更なる活用を検討すること。なお、予算要求に当たっては小鹿野町DX推進計画との整合性を図ること。

(4) 歳入の的確な確保及び新たな財源の創出

町税については、自主財源の根幹をなすものであるため、税負担の公平性の観点から課税客体の捕捉を的確に行うとともに、収納率の向上のために徴収対策の徹底を図ること。また、町税や国民健康保険税はもとより、町営住宅使用料や保育料、介護保険料などの各種歳入についても、負担の公平性の観点から収入未済額を解消し、不能欠損が生じることのないよう努めること。

さらに、国県支出金については、依存財源の多い本町にとって予算編成を行う上で、非常に重要な財源となるため、制度改革や予算編成の動向を注視しながら情報収集を行い、正確な金額の補足を期すとともに、積極的な活用に努めること。

そのほか、ここ数年で著しく寄附額が増額している個人版ふるさと納税の更なる寄附額拡大に向けた取組や企業版ふるさと納税の企業への積極的な働きかけによる拡大、閉校小学校などの空き公共施設となっている町有施設の有効活用も積極的に行うほか、実施事業に関連する団体などからの補助金を模索するなど、新たな財源の創出に努めること。

(5) 投資的経費及び施設等の修繕費について

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえ、今後の施設維持管理について統廃合も含め検討し、方向性や優先順位を決めること。町民の安全確保等に資するものを除き、急を要さない事業は、後年度への先送りや事業の見直しをするなど計画的かつ柔軟に対応すること。また、公債費の償還額が増加傾向であることから、公債費の負担が後年度の財政運営に大きく影響

することを念頭に、財源を安易に起債に頼るのではなく、国県等の補助制度をよく検証し、財源の確保に努めること。やむを得ず起債をする場合は、起債に必要な各種計画の作成及び調整を図ること。

(6) 補助金・負担金について

限られた財源を適正かつ有効に活用する観点から、事業を実施している目的をしっかりと把握した上で、透明性・公平性を確保しながら、補助金・負担金の必要性や効果を十分に検証し、補助対象の範囲や期間、経費の明確化や縮小・廃止を含め、積極的に見直しを行うこと。特に、団体への運営費補助的な事業については、前年踏襲とするのではなく、その団体の存在意義などを十分検証するとともに、決算書等を細かく点検し適正な補助額の算出や補助内容の見直し等、団体の統廃合も含めた検討を行うこと。

(7) 借地について

現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうかを十分検証し、不必要的ものにあっては契約期間が満了する前から、返還できるよう土地所有者と調整すること。また、町有地は、町の大切な財産であり、有効活用を図る必要があることから、未利用で売却可能な場合は公売して財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(8) 特別会計及び企業会計の取り扱いについて

原則、一般会計と同様な扱いとする。独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取組み、より一層経営基盤の強化に努めること。特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、収入増加に向けた取組みを積極的に行い、その収入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、地域の中核医療施設であり、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内のものは制度をよく理解し正確

な数値を要求すること。法定外のものについては、本来一般会計が負担すべきものではないということを十分理解し、繰出金に頼ることがないよう、経営計画等を策定するなど、経営の健全化に努める縮減を図ること。

5 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途総合政策課長から各課所長あてに通知する。